

## 「 J M I U 連 帯 基 本 共 済 」

「 J M I U 連 帯 基 本 共 済 」は、以下の 3 つの制度を組み合わせ、掛金は月額 3 0 0 円です。  
 掛金は、毎年 6 月末に 1 年間分（ 7 月～翌年 6 月まで）： 3 6 0 0 円を一括納入します。  
 入会時は、入会の月から 6 月までの期間の月数に 3 0 0 円を乗じた掛金を納入します。

### 慶 弔 共 済

組合員の慶事や万一の不幸な事故に対しお祝金・お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額	
慶 弔 共 済	死 亡 弔 慰 金	組合員本人	病気死亡	30,000 円 1
			不慮の事故死亡	40,000 円 1
		配偶者	死 亡	20,000 円
		子		10,000 円
	親	3,000 円		
	住 宅 災 害 見 舞 金	火災等	全焼・全壊	100,000 円
			半焼・半壊	90,000 円以内
			一部焼・一部壊	30,000 円以内
		自然災害	全壊・流失	30,000 円
			半 壊	15,000 円以内
			一 部 壊	3,000 円以内
			床上浸水	3,000 円
		親 族 の 死 亡		10,000 円
		重度障害見舞金		30,000 円
傷 病 見 舞 金	休業連続 14 日以上		2,000 円 2	
	休業連続 30 日以上		4,000 円 2	
	休業連続 90 日以上		8,000 円 2	
お 祝 い 金	結婚の祝金		8,000 円	
	子の出生祝金		3,000 円	
	子の入学祝金（小・中）		2,000 円	
	退職餞別金		2,000 円	

1)〔入院+実通院（90日限度）〕の場合は合計180日が限度です。

- 1 事由発生日において65歳以上の組合員の死亡弔慰金は、1口あたり病気死亡15,000円  
不慮の事故死亡20,000円となります。
- 2 一共済期間につき一口あたり8,000円を限度とします

## 交通災害共済

組合員の交通事故・災害に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由		共済金額	
交通 災害 共済	死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から 180 日以内の死亡	2,000,000 円
	障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から 180 日以内の身体障害、労基法「身体障害等級表」1 級～14 級	2,000,000 円～ 80,000 円
	入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から 180 日以内にはじまる入院（1 日～180 日）で事故の日から 3 年以内のもの	日額 3,000 円
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から 180 日以内にはじまる実通院（1 日～90 日）で事故の日から 3 年以内のもの	日額 1,500 円

## 労働組合活動事故見舞共済

組合活動中の不慮の事故に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由		共済金額	
組 合 活 動 事 故 見 舞 共 済	死亡	組合活動中の不慮の事故による事故発生から 180 日以内の死亡	10,000,000 円
	障害	組合活動中の不慮の事故による事故発生から 180 日以内の身体障害、労基法「身体障害等級表」1 級～14 級	最高 10,000,000 円
	入院	組合活動中の不慮の事故による事故発生から 180 日以内にはじまる入院（1 日～180 日）で事故発生日から 3 年以内のもの	日額 5,000 円
	実通院	組合活動中の不慮の事故による事故発生から 180 日以内にはじまる実通院（1 日～90 日）で事故発生日から 3 年以内のもの	日額 2,500 円

2010年 JMIU 東京北部地域支部  
執行委員会

「給付」に該当する組合員は、申し出て下さい。